確認申請の経由業務について

1、 提出書類

添付書類(一般)	添付書類(該当のみ)	
事前審査カード(表紙 A4 印刷または、窓口配布)	- 宅造区域	現況図・がけ、擁壁の断面図
物件照会書		宅造検査済証の写し
第 12 条5項による報告事項の控え(印刷のみ) (仮受付前に下水道施設課から確認印をもらってください。)		擁壁調査報告書(市·申請者·設計者分の計3部)
	都市計画法院	男係書類の写し
確認申請書(正・副 計2部)一式 (シックハウス、構造図は不要)	(開発検済·3	37条·43条·53条·要否判定回答、協議書表紙他)
(ノブソハソハ、 (特) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	建築基準法許認可書類の写し(43条2項他)	
建築計画概要書 A4(厚紙)	土地区画整理法許可書の写し(76条)	
(製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物の場合は築造計画概要書)	茨木市開発指導要綱関係課との協議結果図面 ※6参照	
道路、里道、水路、河川敷、その他官公有地(国、府、市)境界との境界明示	水路占用許可書の写し(法定外公共物占用許可)	
図書の写し ※4参照	工場危険物調書・定期報告台帳・景観計画区域内行為届出書の写し	
排水設備等工事に関する確約書(下水道施設課へ提出)	屋外広告物許可書の写し(仮受時に添付) ※2参照	
(確認申請書に屋外排水計画図を添付してください。)	建築協定の経由印もしくは届出書の写し ※5参照	
	景観協定区域内については、仮受付前に協議を終えたことを証する書類	

2、 注意事項

- ※1 敷地の接道が確認できない場合は、仮受付できません。建築基準法上の道路種別を事前に確認し敷地の接道義務を果たしているか必ず確認してください。
- ※2 広告塔、広告板についてはあらかじめ、屋外広告物許可申請書を都市政策課に提出し、許可後に受付とします。
- ※3 審査指導課にて細街路整備事業について事前に確認してください。
- ※4 道路、里道、水路、河川等、その他官公有地(国、府、市)との境界が未確定の場合は、明示を要するので、事前に関係部局に確認してください。
- ※5 建築協定区域内に建築される際の建築協定印の手続き等については、運営委員長に問い合わせてください。
- ※6 ごみ置き場(環境事業課)、駐車場及び駐輪場(交通政策課)、緑化(公園緑地課)については、仮受付前に担当課と協議し確認申請書に協議結果を反映した図面を添付してください。その他要綱上協議が必要な部局には事前に協議いただき、協議結果を反映した図面を添付してください。
- 3、 確認申請の経由の流れ

審査指導課にて事前審査カード表紙太枠内の記入

市役所南館5階審査指導課窓口配布の事前審査カードの表紙太枠内に記入又は、HP 掲載の事前審査カード(表)の表紙太枠内を事前に記入いただき窓口配布の事前審査カードにのりつけ

下記の課において事前審査カードの裏書をもらってください。

一戸建ての住宅 (下水道施設課 本館8階·歴史文化財課 南館6階)

広告物・擁壁等、掘削を伴うもの(歴史文化財課 南館6階)

上記以外の建築物(下水道施設課 本館8階・歴史文化財課 南館6階・消防予防課 合同庁舎3階)

審査指導課 仮受付

その他の関係課は審査指導課から合議を行います。

返却

調査報告書、関係各課意見を交付します。

指定確認検査機関受付

各機関へは申請者ご自身でご持参ください。

標準処理期間(土日祝除く)

一戸建ての住宅 7日~10日

上記以外の建物 14日~20日

工作物·昇降機 5日~7日

※ごみ置き場について、事前に環境事業課と協議 されていない場合は、さらに時間を要します。